

質問書への回答

Q 2 3 パーソナル型商品においては、宿泊施設の別はもとより、ご利用人数や、ご利用日によって販売額が異なりますが、同一パンフレット内で複数の料金帯が存在する場合、助成額は最低の販売額をベースに合わせて設定することになるのでしょうか？

A 先の説明会後の質疑応答Q 6にも記載したが、出発日等の設定により商品代金が異なっても、同一助成額となる商品価格帯となるような設定をお願いしたい。

Q 2 4 パーソナル型商品においては、大人・子供で販売価格が異なる場合の助成額適用の考え方を教えてください？

A 前述Q 2 3の考え方のおり。大人・子どもと設定を分けることは可能だが、同一助成額となる商品価格帯での商品造成とされることが望ましい。

Q 2 5 パーソナル型商品において、同一パンフレット内で交通手段を含む料金と、延泊対応のための宿泊のみの料金設定を併記することは可能でしょうか？また、その場合の助成額は、別々に設定することはできますか？

A 可能ではあるが、延泊分は助成金の適用商品とはならないので、オプション設定となると考える。

質問後段については、できません。

Q 2 6 アンケートの調査項目、回収サンプル数等の詳細の決定はいつごろになりますか。必須項目等あれば教えて下さい？

A 国および委託者の県からの個別の調査項目についての指示を待っている。
アンケート回収数は、岐阜県観光連盟受託分として300が必須となる。

Q 2 7 交付決定日に応じて、設定日・販売開始時期を変更する場合は変更承認申請書を提出すればよいでしょうか？

A 要綱第11条により、変更が分かった時点で連盟と協議を行い、変更承認申請書を提出いただくこととなる。

なお、交付申請では、設定日、販売開始時期は予定として記載いただいているため、実際の設定日等が確定した段階で、事業進捗状況方向書を提出していただくこととなる。

Q 2 8 助成金につきまして、12月中にご入金いただくことは可能でしょうか。

A 当連盟から旅行者への助成金の支払方法は、2通りある。
要綱第16条で示すとおり、事業実績に基づく精算払いと、交付決定に基づく概算払いである。
質問内容にある12月中の入金については、そのどちらも考えられる
また、先の説明会後の質疑応答にも記載したが、概算払い金額は原則として決定額の50%だが、商品催行時期等の事情により必要に応じて80%を上限として認める方向で調整する。

ただし、概算払いが必要な場合に限定するものとしている。

Q 2 9 専用パンフレットを作成する場合の表示については

「清流の国ぎふ ふるさと旅行券」(10,000 円分) 助成適用商品

※基本代金は助成適用後の料金です。

等の表記を行い、割引後の販売額のみ掲載すればよろしいでしょうか？

A その通りであるが、国の通知および、要綱第 19 条および参考資料等を参照されたい。

Q 3 0 パーソナル型商品の場合、掲載予定施設をエリア別に表示するイメージでしょうか。記載必須事項等あれば教えてください？

A そのとおりである。

記載事項は、様式第 3 号の注意書き等を参照の上、記載いただきたい。

Q 3 1 自社ホームページでの宿泊プラン・交通セットプランの販売を検討しておりますが、「岐阜県外のお客様限定」として設定は可能でしょうか？

A 当方としては、販売（出発）エリアの定義を、要綱第 4 条第 2 号に示したとおり、首都圏、関西圏及び中京圏（岐阜県を除く）としているが、購入者を制限する意図ではないため、岐阜県民の購入を排除するものではない。

Q 3 2 プロモーション経費に備品購入費は含みますか？

A 5 万円を超える備品購入費は、含みません。要綱第 6 条及び関係する別表 2 を参照いただきたい。